

繊維産業における自主行動計画及び フォローアップ調査について

自主行動計画制定日：平成 29 年 3 月 1 日

自主行動計画改訂日：平成 30 年 7 月 24 日

自主行動計画改訂日：平成 31 年 4 月 26 日

自主行動計画改訂日：令和 3 年 9 月 10 日

自主行動計画改訂日：令和 4 年 8 月 26 日

第 6 回フォローアップ調査実施日：

令和 4 年 11 月 7 日～11 月 28 日

本年度で6回目となる「自主行動計画フォローアップ調査」は、2017年(平成29年)3月に策定、公表した「繊維産業の適正取引の推進と生産性向上・付加価値向上に向けた自主行動計画」(以降4回改訂)に基づき実施している。

実施については日本繊維産業連盟ならびに繊維産業流通構造改革推進協議会の会員団体を通じて、各団体傘下の企業にアンケートを送付し実施・回収したものである。

以下に調査概要ならびに回答結果を記すが、今回は大幅に設問内容が改訂されたため、前回までとの比較は可能な範囲でのみ実施した。

I. 調査概要

* 回収数は横ばいだが、配布数が減少したため回収率は上昇した。(単位:%)

| | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 配布数 | 3,700 | 3,182 | 1,941 | 1,768 | 2,285 | 2,191 |
| 回収数 | 590 | 887 | 678 | 685 | 638 | 637 |
| 回収率(%) | 15.9 | 27.9 | 34.9 | 38.7 | 27.9 | 29.1 |

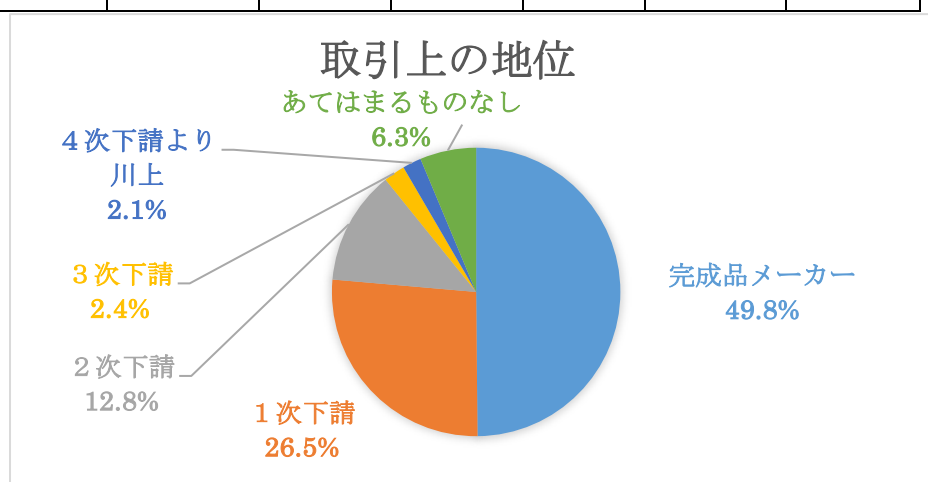
・回収されたアンケートの回答は、各設問項目に記載のないもの、複数回答可の設問もあるため、各設問における回答数と回答企業数は一致しない。

II. 基礎情報

1. 取引上の地位について

* 集計項目変更により大幅に変動している。(2021年までは受注側のみについての地位)

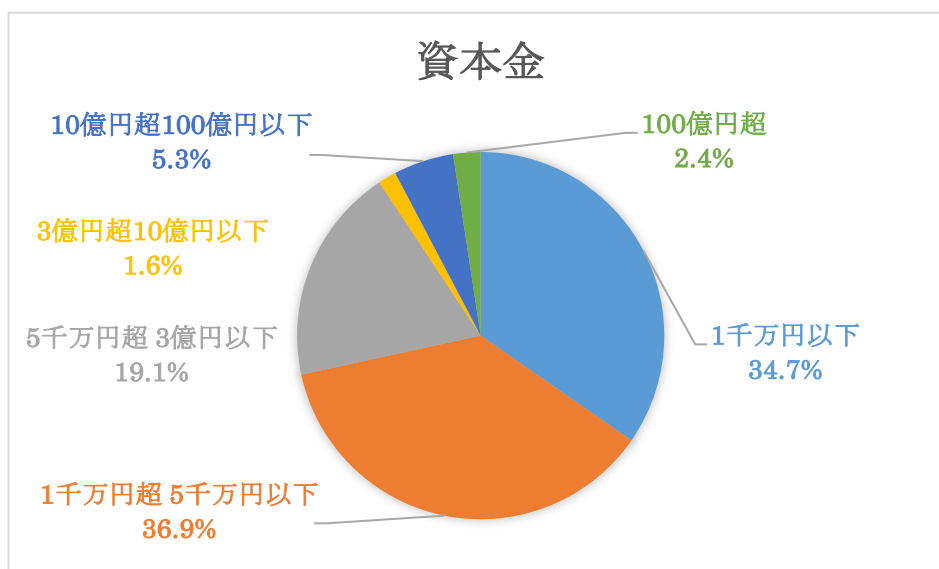
| | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 完成品メーカー | - | - | - | - | - | 49.8 |
| 1次下請 | 77.6 | 74.2 | 67.6 | 67.4 | 68.6 | 26.5 |
| 2次下請 | 16.5 | 18.6 | 23.3 | 23.9 | 20.6 | 12.8 |
| 3次下請 | 4.3 | 6.0 | 7.5 | 6.2 | 5.2 | 2.4 |
| 4次下請より川上 | 1.5 | 1.1 | 1.6 | 2.5 | 5.6 | 2.1 |
| あてはまるものなし | - | - | - | - | - | 6.3 |



2. 資本金について

* 5千万円以下が7割を占める。大きな変動はない。

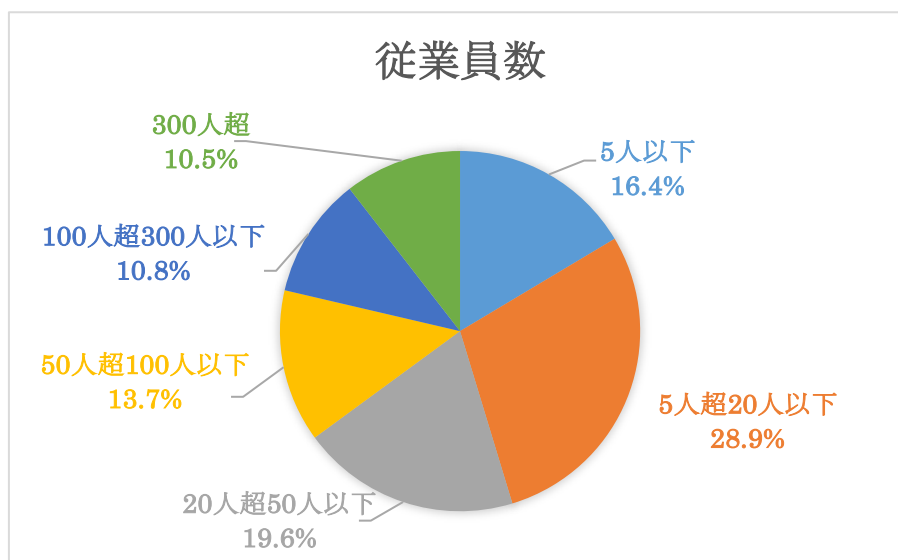
| | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|
| 1千万円以下 | 42.7 | 33.8 | 29.7 | 34.9 | 37.1 | 34.7 |
| 1千万円超 5千万円以下 | 48.5 | 54.1 | 38.0 | 36.8 | 37.7 | 36.9 |
| 5千万円超 3億円以下 | | | 19.2 | 18.4 | 15.2 | 19.1 |
| 3億円超 10億円以下 | 8.9 | 12.1 | 3.0 | 2.5 | 1.6 | 1.6 |
| 10億円超 100億円以下 | | | 6.7 | 4.9 | 5.4 | 5.3 |
| 100億円超 | | | 3.4 | 2.5 | 3.0 | 2.4 |



3. 従業員数について

* 50人以下の企業が継続して6割以上を占める。

| | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|
| 5人以下 | 28.9 | 20.5 | 14.3 | 18.0 | 17.5 | 16.4 |
| 5人超20人以下 | 63.1 | 66.4 | 26.7 | 25.8 | 27.1 | 28.9 |
| 20人超50人以下 | | | 19.8 | 19.7 | 21.4 | 19.6 |
| 50人超100人以下 | | | 13.1 | 13.1 | 12.5 | 13.7 |
| 100人超300人以下 | | | 13.1 | 12.1 | 9.8 | 10.8 |
| 300人超1000人以下 | 8.0 | 13.0 | 7.5 | 7.0 | 7.1 | 10.5 |
| 1000人超1万人以下 | | | 4.4 | 3.6 | 3.8 | |

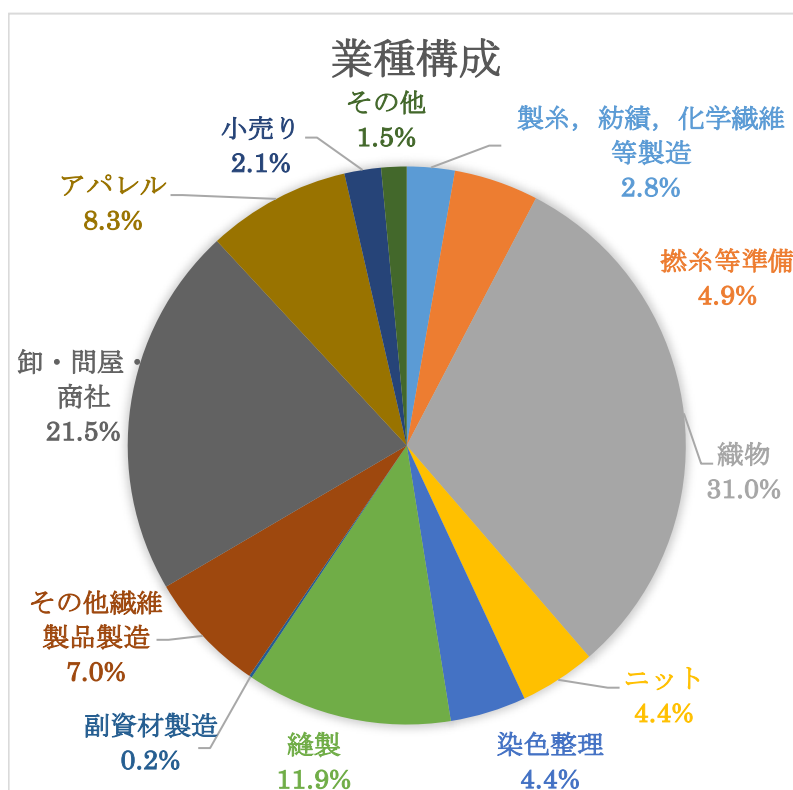


4. 業種構成について

* 業種区分については、日本標準産業分類とは異なり、繊維産業全般を包含するために下記区分に基づいて実施している。

** 構成比は例年と大きな差はない。

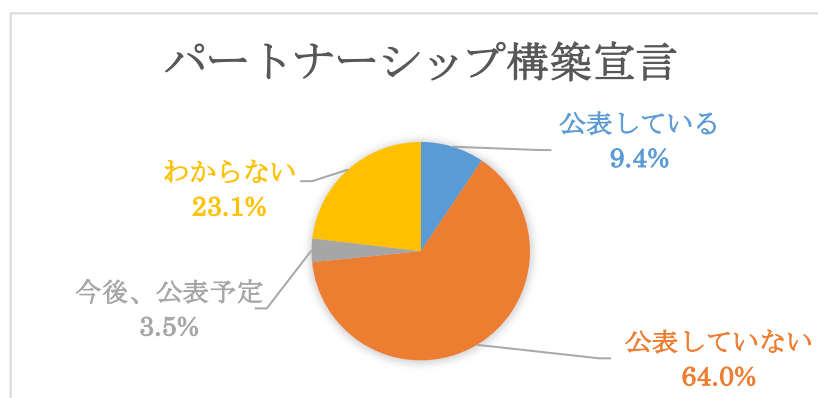
| 業種 | 構成比 |
|-----------------|------|
| 製糸, 紡績, 化学繊維等製造 | 2.8 |
| 撚糸等準備 | 4.9 |
| 織物 | 31.0 |
| ニット | 4.4 |
| 染色整理 | 4.4 |
| 縫製 | 11.9 |
| 副資材製造 | 0.2 |
| その他繊維製品製造 | 7.0 |
| 卸・問屋・商社 | 21.5 |
| アパレル | 8.3 |
| 小売り | 2.1 |
| その他 | 1.5 |



5. パートナーシップ構築宣言

*「公表していない」が6割を超える。

| | 2022年 |
|---------|-------|
| 公表している | 9.4 |
| 公表していない | 64.0 |
| 今後、公表予定 | 3.5 |
| わからない | 23.1 |



Ⅲ. 調査結果概要

設問は「発注者側事業者」「受注側事業者」に分けて実施されているが、共通設問については同一レイアウト上に記載した。

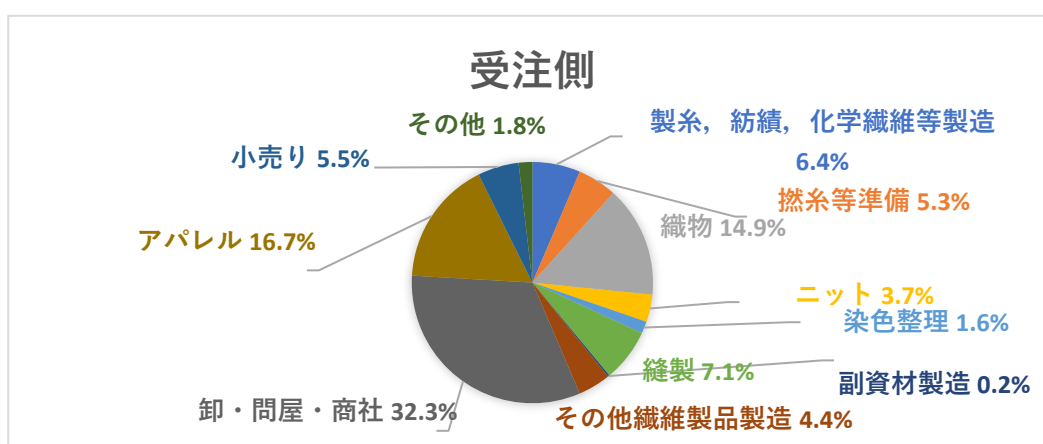
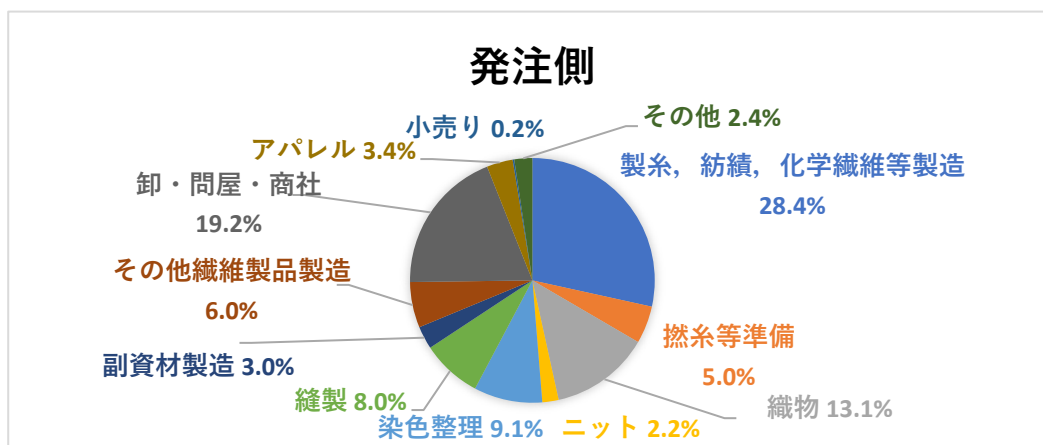
1. 基礎情報

| 発1・受1 | 業種別ガイドラインや自主行動計画の遵守のため、マニュアルや社内ルール等を整備し、各部門やそれぞれの職責・職務内容に応じて、必要な内容を浸透・徹底しているか | 発注側 | 受注側 | |
|-------|---|-------------|------------|-------|
| | 役員・経営責任者 | ①浸透・徹底している | 75.2 | 72.6 |
| | | ②浸透・徹底していない | 24.8 | 27.4 |
| | | 計 | 100.0 | 100.0 |
| | | 調達責任者（営業等） | ①浸透・徹底している | 67.4 |
| | ②浸透・徹底していない | | 22.1 | 23.2 |
| | ③該当部門なし | | 10.5 | 16.0 |
| | 計 | | 100.0 | 100.0 |
| | 調達以外の現場担当者 （設計・開発・納品部門等） | ①浸透・徹底している | 55.9 | 51.9 |
| | | ②浸透・徹底していない | 25.6 | 23.8 |
| | | ③該当部門なし | 18.5 | 24.3 |
| | | 計 | 100.0 | 100.0 |

* 発注側、受注側とも、浸透・徹底していることへの認識について、役員・経営層と現場担当者との間に20%の乖離がある

2. 仕入先(発注先)または取引先情報

| 発2・受2 | 継続取引先が「繊維工業」の場合、取引金額が最も大きい仕入先・販売先の業種 | 発注側 | 受注側 |
|-------|--------------------------------------|-------|-------|
| | ①製糸, 紡績, 化学繊維等製造 | 28.4 | 6.4 |
| | ②撚糸等準備 | 5.0 | 5.3 |
| | ③織物 | 13.1 | 14.9 |
| | ④ニット | 2.2 | 3.7 |
| | ⑤染色整理 | 9.1 | 1.6 |
| | ⑥縫製 | 8.0 | 7.1 |
| | ⑦副資材製造 | 3.0 | 0.2 |
| | ⑧その他繊維製品製造 | 6.0 | 4.4 |
| | ⑨卸・問屋・商社 | 19.2 | 32.3 |
| | ⑩アパレル | 3.4 | 16.7 |
| | ⑪小売り | 0.2 | 5.5 |
| | ⑫その他 | 2.4 | 1.8 |
| | 計 | 100.0 | 100.0 |



「その他」の内容(受注側のみ): ・家具製造メーカー ・ネット販売 ・漁網 ・代理店

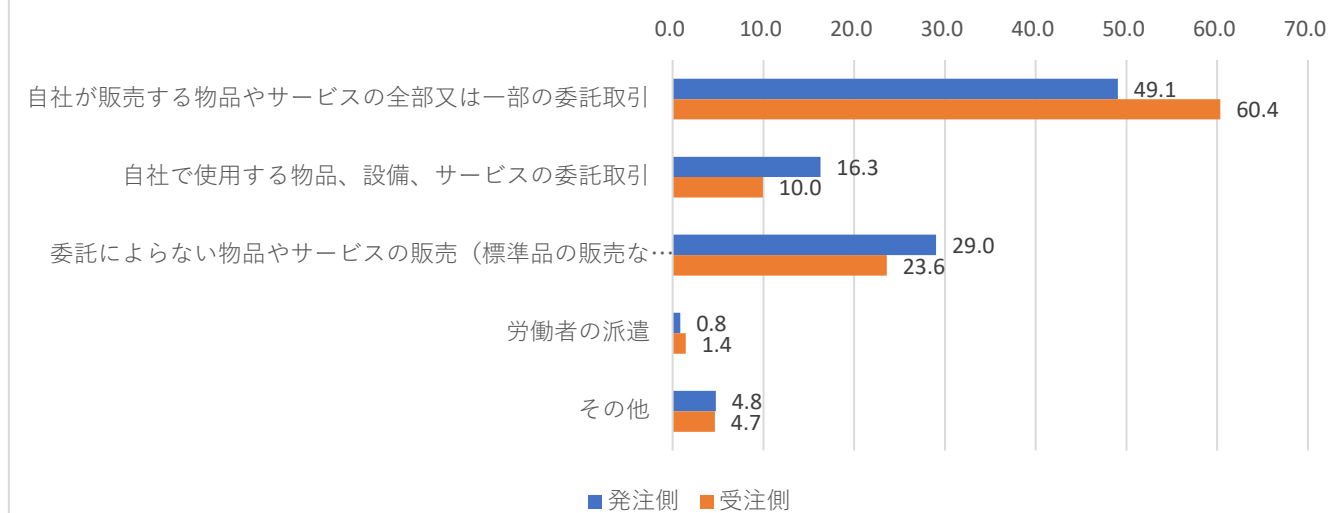
* 発注側では、「製糸, 紡績, 化学繊維等製造」の比率が高く、受注側では「卸・問屋・商社」の比率が高い。

| 受3 | 取引金額が最も大きい販売先は、貴社と同じ業界団体に所属しているか | 受注側 |
|----|----------------------------------|-------|
| | ①所属している | 30.7 |
| | ②所属していない | 48.5 |
| | ③わからない | 20.7 |
| | 計 | 100.0 |

* 同じ業界団体の販売先は3割にとどまる。

| 発3・受4 | 取引金額が最も大きい仕入先・販売先との、取引内容について (複数可) | 発注側 | 受注側 |
|-------|---------------------------------------|-------|-------|
| | ①自社が販売する物品やサービスの全部又は一部の委託取引 | 49.1 | 60.4 |
| | ②自社で使用する物品、設備、サービスの委託取引 | 16.3 | 10.0 |
| | ③委託によらない物品やサービスの販売（標準品の販売など） | 29.0 | 23.6 |
| | ④労働者の派遣 | 0.8 | 1.4 |
| | ⑤その他 | 4.8 | 4.7 |
| | 計 | 100.0 | 100.0 |

仕入先・販売先との取引内容比較

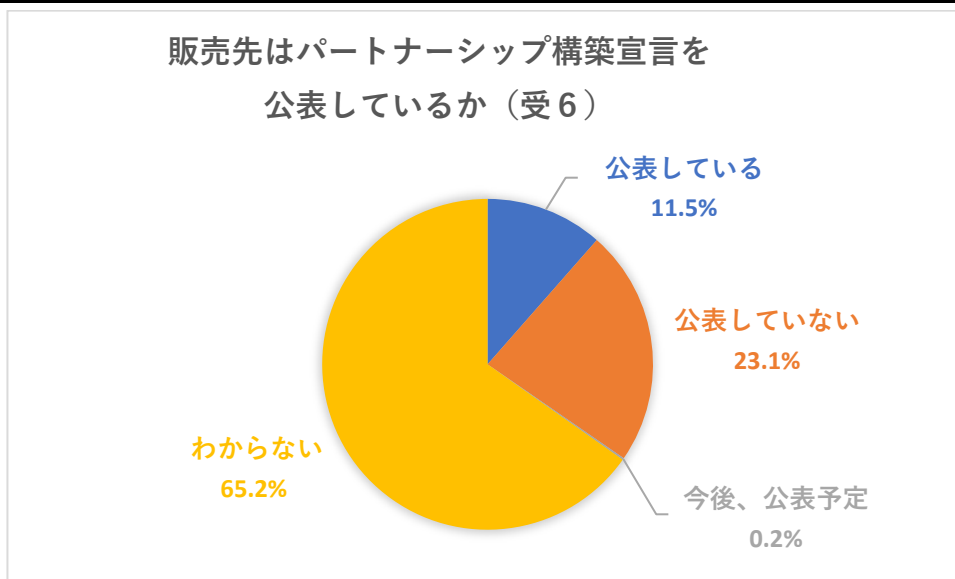


* 受注側では委託取引が、発注側では委託以外の取引がやや多い。

| 発4・受5 | 取引金額が最も大きい仕入先・販売先の資本金額について | 発注側 | 受注側 |
|-------|----------------------------|-------|-------|
| | ①1,000万以下 | 24.2 | 10.3 |
| | ②1,000万円超5,000万円以下 | 29.3 | 30.2 |
| | ③5,000万超3億円以下 | 18.9 | 26.0 |
| | ④3億円超10億円以下 | 6.9 | 6.3 |
| | ⑤10億円超100億円以下 | 12.4 | 15.5 |
| | ⑥100億円超 | 8.3 | 11.8 |
| | 計 | 100.0 | 100.0 |

* 発注側では資本金「1000万円以下」の企業比率が受注側より多い。

| 受6 | 取引金額が最も大きい販売先は、パートナーシップ構築宣言を公表しているか | 受注側 |
|----|-------------------------------------|-------|
| | ①公表している | 11.5 |
| | ②公表していない | 23.1 |
| | ③今後、公表予定 | 0.2 |
| | ④わからない | 65.2 |
| | 計 | 100.0 |



*「公表している」販売先は1割強である。

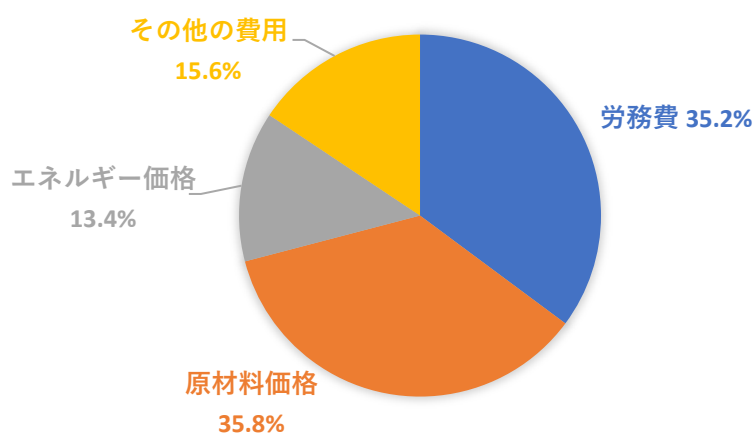
3. 価格決定方法

| | | | |
|----|--|-------|-------|
| 発5 | 2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、仕入先（発注先）の理解を得られるように十分な協議を実施したか | 発注側 | |
| | ①実施した | 89.7 | |
| | ②実施していない | 10.3 | |
| | 計 | 100.0 | |
| 受7 | 2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引金額が最も大きい販売先は協議に応じてくれたか | | 受注側 |
| | ①応じてくれた | | 90.9 |
| | ②応じてくれていない | | 9.1 |
| | 計 | | 100.0 |

* 発注者、受注者側ともに9割程度は協議を実施している。

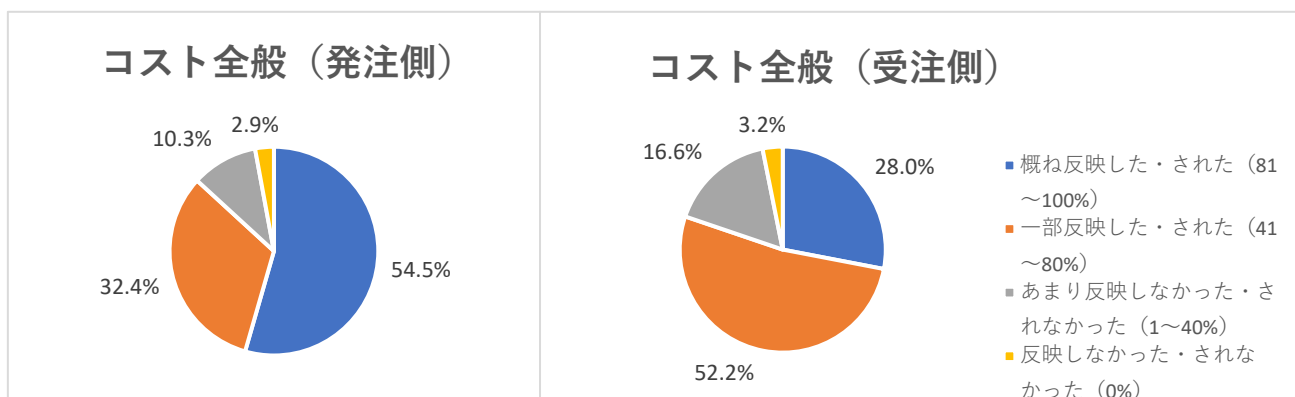
| | | |
|----|---|-------|
| 受8 | 販売先に納める主な製品・サービスの原価・コストを（①労務費、②原材料価格、③エネルギー価格、④その他の費用）に分けた場合の原価・コストに占める割合（単純全体平均） | 受注側 |
| | ①労務費 | 35.2 |
| | ②原材料価格 | 35.8 |
| | ③エネルギー価格 | 13.4 |
| | ④その他の費用 | 15.6 |
| | 計 | 100.0 |

原価・コストに占める割合（受8）



* 「労務費」「原材料価格」が7割を占める。

| 発6-1・受8-1 | 2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、各変動コストの反映状況について | | 発注側 | 受注側 |
|---------------------|--|--|-------|-------|
| (1)コスト全般の変動の価格反映状況 | ①概ね反映した・された (81~100%) | | 54.5 | 28.0 |
| | ②一部反映した・された (41~80%) | | 32.4 | 52.2 |
| | ③あまり反映しなかった・されなかった (1~40%) | | 10.3 | 16.6 |
| | ④反映しなかった・されなかった (0%) | | 2.9 | 3.2 |
| | 計 | | 100.0 | 100.0 |
| (2)労務費の変動の価格反映状況 | ①概ね反映した・された (81~100%) | | 47.6 | 22.6 |
| | ②一部反映した・された (41~80%) | | 27.8 | 39.6 |
| | ③あまり反映しなかった・されなかった (1~40%) | | 15.1 | 26.0 |
| | ④反映しなかった・されなかった (0%) | | 9.6 | 11.8 |
| | 計 | | 100.0 | 100.0 |
| (3)原材料価格の価格反映状況 | ①概ね反映した・された (81~100%) | | 56.2 | 31.4 |
| | ②一部反映した・された (41~80%) | | 30.5 | 48.2 |
| | ③あまり反映しなかった・されなかった (1~40%) | | 9.3 | 16.4 |
| | ④反映しなかった・されなかった (0%) | | 3.9 | 3.9 |
| | 計 | | 100.0 | 100.0 |
| (4)エネルギー価格変動の価格反映状況 | ①概ね反映した・された (81~100%) | | 46.2 | 23.0 |
| | ②一部反映した・された (41~80%) | | 31.7 | 45.1 |
| | ③あまり反映しなかった・されなかった (1~40%) | | 15.3 | 24.1 |
| | ④反映しなかった・されなかった (0%) | | 6.8 | 7.8 |
| | 計 | | 100.0 | 100.0 |
| 発6-2・受8-2 | 2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、労務費の変動状況について考慮した(された)か | | | |
| | ①考慮した・された | | 76.9 | 61.4 |
| | ②考慮していない・されていない | | 23.1 | 38.6 |
| | 計 | | 100.0 | 100.0 |



* 全ての項目について、発注側と受注側の価格反映についての認識ギャップが大きく、特に「①概ね反映した・された」の回答に2倍の開きがある。

| 受9 | コスト上昇分を取引価格に転嫁するために、直近1年間で販売先に取引価格や単価の見直しについて協議の申し入れを行ったか | 受注側 |
|----|---|-------|
| | ①販売先に協議を申し入れ、協議を行うことができた | 81.7 |
| | ②販売先に協議を申し入れたが、協議を行うことができなかった | 7.8 |
| | ③販売先に協議を申し入れる必要がなかった | 6.1 |
| | ④販売先に協議を申し入れることができなかった | 3.1 |
| | ⑤その他 | 1.2 |
| | 計 | 100.0 |

⑤その他の記載内容

- ・何回も値上げできないため、1回で行う必要がある。このため値上げ額を検討中。
- ・これから本格的に申し入れる
- ・上代 UP と合わせて申し入れた
- ・協議を申し入れたが、考慮されなかった

*** 受注側の協議申し入れについて、発注側は概ね応じている。**

4. 原価低減要請、協賛金等

| 発7 | 直近1年間で、仕入先（発注先）に対し、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を行わないことを徹底できたか | 発注側 | |
|-----|--|-------|--|
| | ①徹底した | 61.1 | |
| | ②徹底していない | 12.0 | |
| | ③原価低減要請は行っていない | 26.8 | |
| | 計 | 100.0 | |
| 受10 | 直近1年間で、販売先から客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を受けたことがあるか | 受注側 | |
| | ①受けたことがある | 13.5 | |
| | ②受けたことはない | 86.5 | |
| | 計 | 100.0 | |

*** 発注側と受注側の原価低減要請について「徹底していない」「受けたことがある」は1割強。**

| | | | |
|------------|--|-------|-------------|
| 発8-1・受11-1 | 直近1年間で、仕入先・販売先に対して、金銭、役務その他の経済上の利益の提供を要請したか・されたか | 発注側 | 受注側 |
| | ①要請した・された | 9.3 | 9.6 |
| | ②要請していない・されていない | 90.7 | 90.4 |
| | 計 | 100.0 | 100.0 |
| 発8-2 | 「①要請した」場合は、あらかじめ、負担額・算出根拠・使途・提供条件を明確にしたうえで、仕入先（発注先）と十分に協議し、書面により合意することを徹底したか | 発注側 | |
| | ①徹底した | 50.0 | |
| | ②徹底していない | 50.0 | |
| | 計 | 100.0 | |
| 受11-2 | 「①要請された」場合、明確な負担額・算出根拠・使途・提供条件にて販売先と協議し、納得のうえ書面により合意したか | | 受注側 |
| | ①要請に納得した上で合意した | | 66.7 |
| | ②要請に納得しないまま合意した | | 22.7 |
| | ③要請に応じなかった | | 10.6 |
| | 計 | | 100.0 |

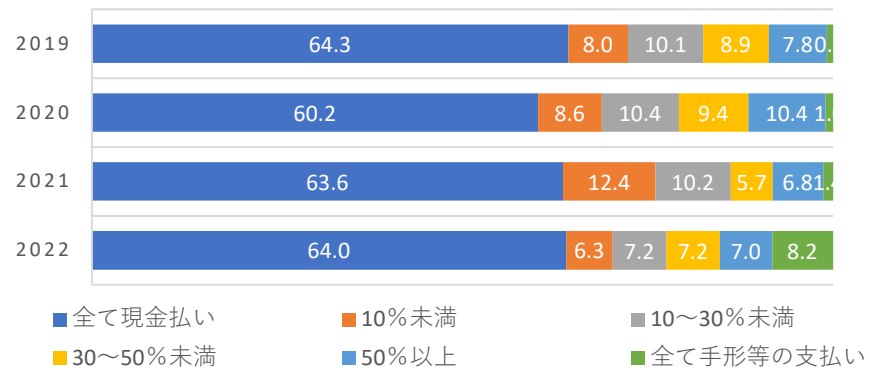
* 経済上の利益提供の要請については発注側と受注側の認識ギャップは少ないが、受注側で「要請に納得しないまま合意した」が2割に上る。

5. 支払い条件

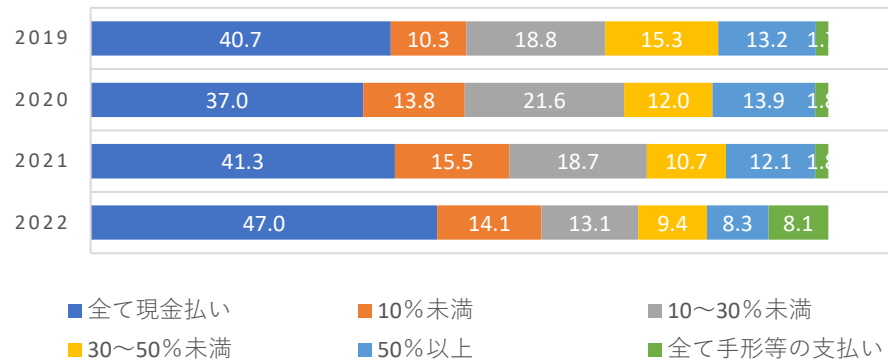
| 発注側9 | 下請代金を手形等で受け取っている場合、その割合 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 |
|------|-------------------------|-------|-------|-------|-------------|
| | ①全て現金払い | 64.3 | 60.2 | 63.6 | 64.0 |
| | ②10%未満 | 8.0 | 8.6 | 12.4 | 6.3 |
| | ③10～30%未満 | 10.1 | 10.4 | 10.2 | 7.2 |
| | ④30～50%未満 | 8.9 | 9.4 | 5.7 | 7.2 |
| | ⑤50%以上 | 7.8 | 10.4 | 6.8 | 7.0 |
| | ⑥全て手形等の支払い | 0.8 | 1.0 | 1.4 | 8.2 |
| | 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

| 受注側12 | 下請代金を手形等で支払っている場合、その割合 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 |
|-------|------------------------|-------|-------|-------|-------------|
| | ①全て現金払い | 40.7 | 37.0 | 41.3 | 47.0 |
| | ②10%未満 | 10.3 | 13.8 | 15.5 | 14.1 |
| | ③10～30%未満 | 18.8 | 21.6 | 18.7 | 13.1 |
| | ④30～50%未満 | 15.3 | 12.0 | 10.7 | 9.4 |
| | ⑤50%以上 | 13.2 | 13.9 | 12.1 | 8.3 |
| | ⑥全て手形等の支払い | 1.7 | 1.8 | 1.8 | 8.1 |
| | 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

支払手形の割合



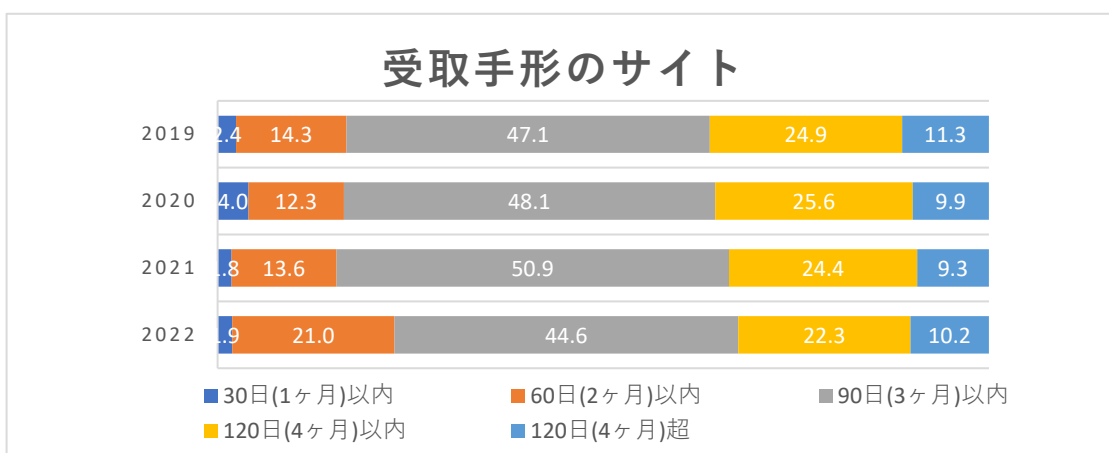
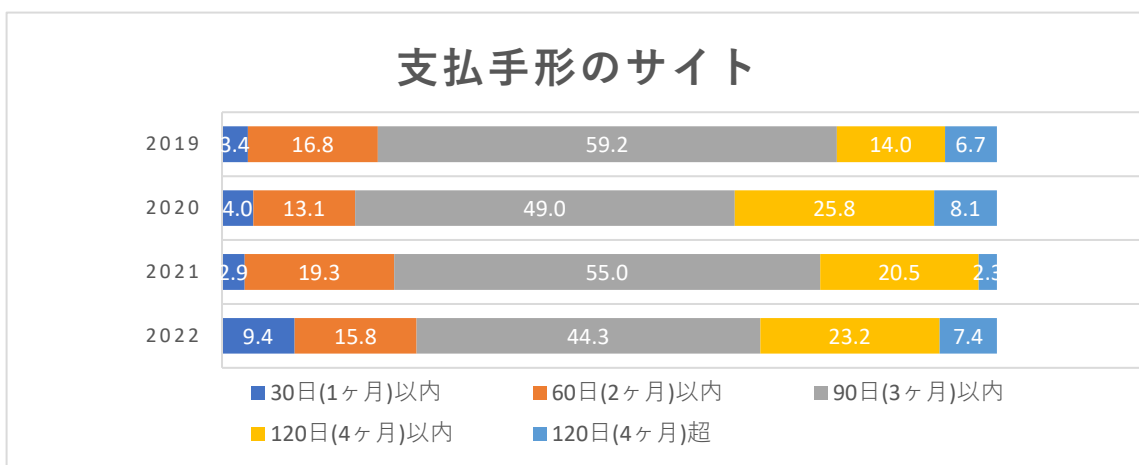
受取手形の割合



* 発注側においては「全て現金払い」が受注側より多い。発注側・受注側とも「全て手形などの支払い」の割合が急激に増加した。

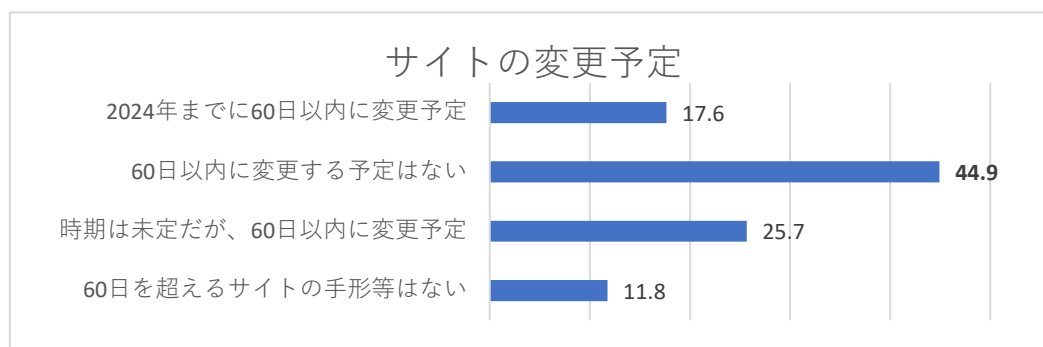
| 発注側10 | 下請代金を手形等で支払っている場合、そのサイト | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 |
|-------|-------------------------|-------|-------|-------|------------|
| | ①30日(1ヶ月)以内 | 3.4 | 4.0 | 2.9 | 9.4 |
| | ②60日(2ヶ月)以内 | 16.8 | 13.1 | 19.3 | 15.8 |
| | ③90日(3ヶ月)以内 | 59.2 | 49.0 | 55.0 | 44.3 |
| | ④120日(4ヶ月)以内 | 14.0 | 25.8 | 20.5 | 23.2 |
| | ⑤120日(4ヶ月)超 | 6.7 | 8.1 | 2.3 | 7.4 |
| | 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

| 受注側13 | 下請代金を手形等で受け取っている場合、そのサイト | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 |
|-------|--------------------------|-------|-------|-------|-------------|
| | ①30日(1ヶ月)以内 | 2.4 | 4.0 | 1.8 | 1.9 |
| | ②60日(2ヶ月)以内 | 14.3 | 12.3 | 13.6 | 21.0 |
| | ③90日(3ヶ月)以内 | 47.1 | 48.1 | 50.9 | 44.6 |
| | ④120日(4ヶ月)以内 | 24.9 | 25.6 | 24.4 | 22.3 |
| | ⑤120日(4ヶ月)超 | 11.3 | 9.9 | 9.3 | 10.2 |
| | 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |



*「30日以内」の短期と「120日超」の長期について発注側と受注側にギャップがある。

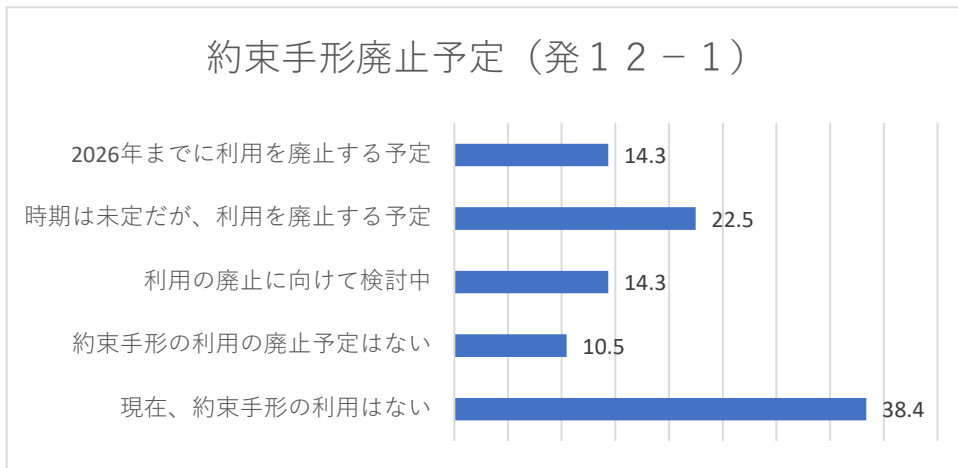
| 発11 | 現在60日を超えるサイトの手形等を利用している場合、サイトを60日以内に変更する予定があるか | 発注側 |
|-----|--|-------------|
| | ①2024年までに60日以内に変更予定 | 17.6 |
| | ②60日以内に変更する予定はない | 44.9 |
| | ③時期は未定だが、60日以内に変更予定 | 25.7 |
| | ④60日を超えるサイトの手形等はない | 11.8 |
| | 計 | 100.0 |



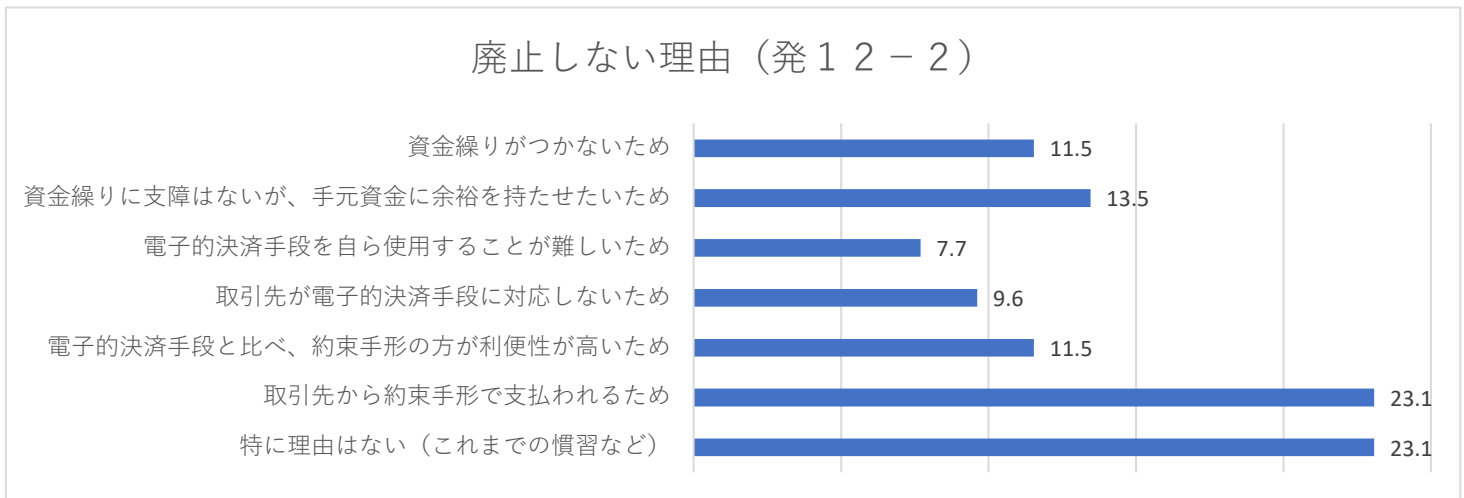
* 発注側の4割強が手形サイトを60日以内に変更する予定なし。

| 発12-1 | 今後、下請代金の支払いについて、約束手形の利用の廃止を予定しているか | 発注側 |
|-------|------------------------------------|-------------|
| | ① 2026年までに利用を廃止する予定 | 14.3 |
| | ②時期は未定だが、利用を廃止する予定 | 22.5 |
| | ③利用の廃止に向けて検討中 | 14.3 |
| | ④約束手形の利用の廃止予定はない | 10.5 |
| | ⑤現在、約束手形の利用はない | 38.4 |
| | 計 | 100.0 |
| 発12-2 | 「④約束手形の利用の廃止予定はない」の回答の場合、その理由（複数可） | 発注側 |
| | ① 資金繰りがつかないため | 11.5 |
| | ②資金繰りに支障はないが、手元資金に余裕がないため | 13.5 |
| | ③電子的決済手段を自ら使用することが難しい | 7.7 |
| | ④取引先が電子的決済手段に対応しないため | 9.6 |
| | ⑤電子的決済手段と比べ、約束手形の方が有利 | 11.5 |
| | ⑥取引先から約束手形で支払われるため | 23.1 |
| | ⑦特に理由はない（これまでの慣習など） | 23.1 |
| | 計 | 100.0 |

約束手形廃止予定（発12-1）



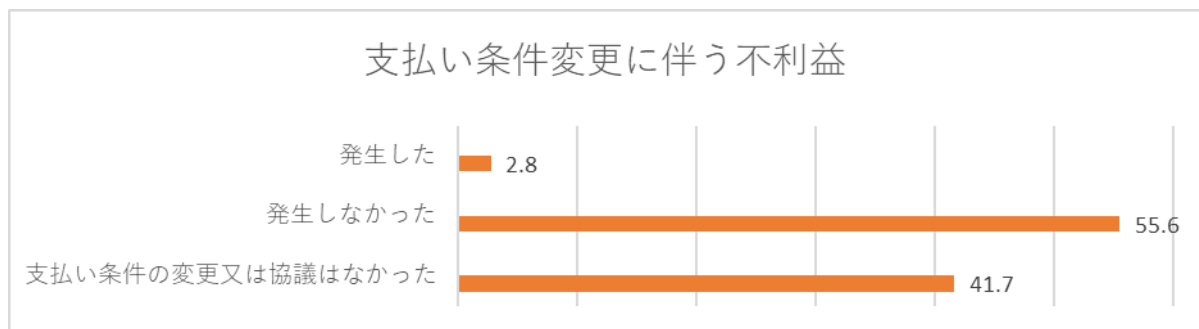
廃止しない理由（発12-2）



*** 5 割強が廃止を予定、または検討中。一方、「廃止予定がない」理由としては、「約束手形で支払われている」、「特に理由なし・これまでの慣習など」を合わせて 4 割強。**

| 受14 | 直近1年間で、支払い条件の変更又は協議を行ったことにより、不利益が発生したか | 受注側 |
|-----|--|-------|
| | ①発生した | 2.8 |
| | ②発生しなかった | 55.6 |
| | ③支払い条件の変更又は協議はなかった | 41.7 |
| | 計 | 100.0 |

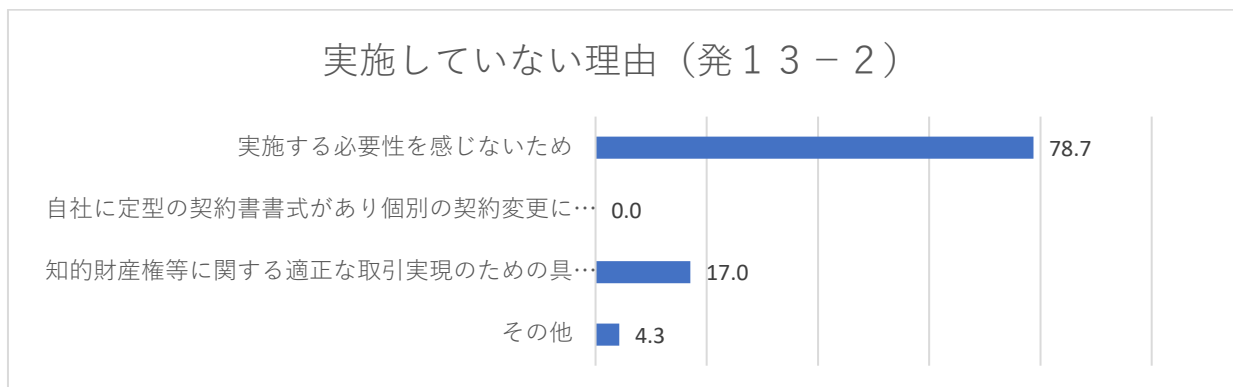
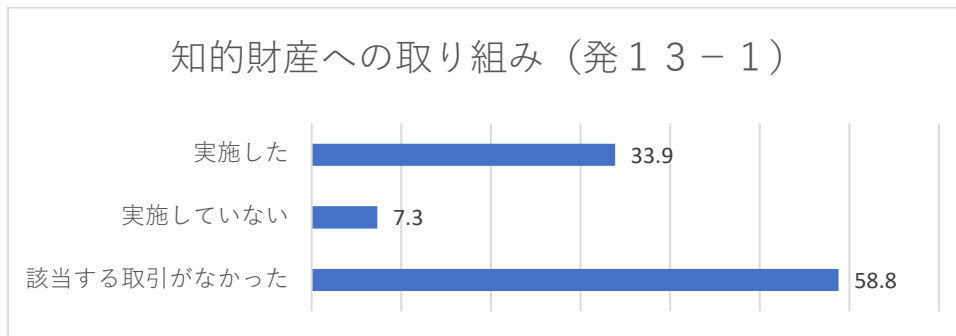
支払い条件変更に伴う不利益



*** 1 割強に不利益が発生している。**

6. 知的財産などへの対応

| | | |
|-------|---|-------|
| 発13-1 | 直近1年間で、知的財産権等を含む取引において適正な取引を実現するための取組を実施したか | 発注側 |
| | ①実施した | 33.9 |
| | ②実施していない | 7.3 |
| | ③該当する取引がなかった | 58.8 |
| | 計 | 100.0 |
| 発13-2 | 「②実施していない」の回答の場合、その理由（複数可） | 発注側 |
| | ①実施する必要性を感じないため | 78.7 |
| | ②自社に定型の契約書書式があり個別の契約変更には応じていないため | 0.0 |
| | ③知的財産権等に関する適正な取引実現のための具体的な手法が分からないため | 17.0 |
| | ④その他 | 4.3 |
| | 計 | 100.0 |

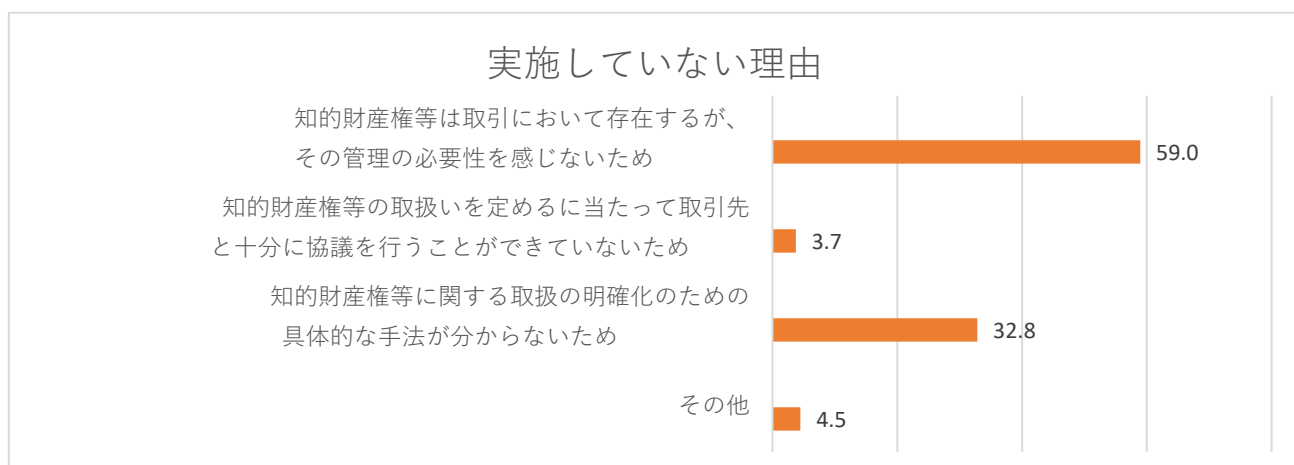
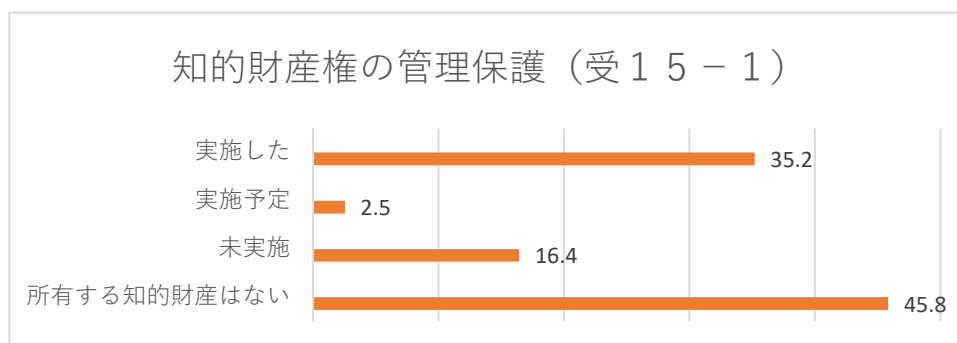


*** 発注側の8割弱が実施する必要性を感じていない。**

| | | |
|-------|---|-------|
| 受15-1 | 自己の保有する知的財産権等について、知的財産権の取得、秘密保持契約による営業秘密化等の管理保護を図っているか | 受注側 |
| | ①実施した | 35.2 |
| | ②実施予定 | 2.5 |
| | ③未実施 | 16.4 |
| | ④所有する知的財産はない | 45.8 |
| | 計 | 100.0 |
| 受15-2 | 「②実施予定」「③未実施」の回答の場合、実施しない理由（複数可） | 受注側 |
| | ① 知的財産権等は取引において存在するが、その管理の必要性を感じないため | 59.0 |
| | ② 知的財産権等の取扱いを定めるに当たって取引先が協議に応じてくれない、契約書を一方的に示される等、取引先と十分に協議を行うことができていないため | 3.7 |
| | ③ 知的財産権等に関する取扱いの明確化のための具体的な手法が分からないため | 32.8 |
| | ④ その他 | 4.5 |
| | 計 | 100.0 |

④その他の記載内容

・知的財産が存在しないため（複数）



*** 受注側で管理保護を実施している企業は3割強ある反面、未実施の理由では「管理の必要性を感じない」が6割にのぼる。**

| 受16 | 直近1年間で、知的財産権等の取引において販売先から受けたことのある行為について、あてはまるもの（複数可） | 受注側 |
|-----|--|-------|
| | ①特になし | 89.7 |
| | ②知的財産の無断使用 | 3.3 |
| | ③知的財産の対価の否定 | 1.4 |
| | ④販売先に一方的に有利な内容の契約 | 1.1 |
| | ⑤不当な知財の帰属 | 0.0 |
| | ⑥知的財産の流出 | 1.1 |
| | ⑦知的財産の提供の強制 | 0.5 |
| | ⑧あてはまるものはない | 3.0 |
| | 計 | 100.0 |

*「特になし」が9割。

7. 働き方改革への対応

| 発14 | 直近1年間で、働き方改革に関する対応の結果、仕入先（発注先）に対して、しわ寄せを生ずることのないように徹底したか | 発注側 | |
|---------|--|-------|-------|
| | ①徹底した | 52.8 | |
| | ②徹底していない | 6.6 | |
| | ③該当する取引がなかった | 40.6 | |
| | 計 | 100.0 | |
| 発15・受17 | 直近1年間の販売先が実施した働き方改革に関する対応の結果、仕入先が受けた影響についてあてはまるもの（複数可） | 発注側 | 受注側 |
| | ①特に影響はない | 89.1 | 75.1 |
| | ②急な仕様変更への対応の増加 | 1.8 | 5.2 |
| | ③短納期での発注（受注）の増加 | 4.3 | 9.7 |
| | ④検収の遅れ | 1.3 | 3.1 |
| | ⑤支払決済処理のズレによる入金遅れ | 1.5 | 0.9 |
| | ⑥従業員派遣を要請 | 0.0 | 0.5 |
| | ⑦発注（受注）業務の拡大・営業時間の延長 | 1.3 | 2.5 |
| | ⑧祝休日出勤の増加 | 0.8 | 2.8 |
| | ⑨その他 | 0.0 | 0.2 |
| | 計 | 100.0 | 100.0 |

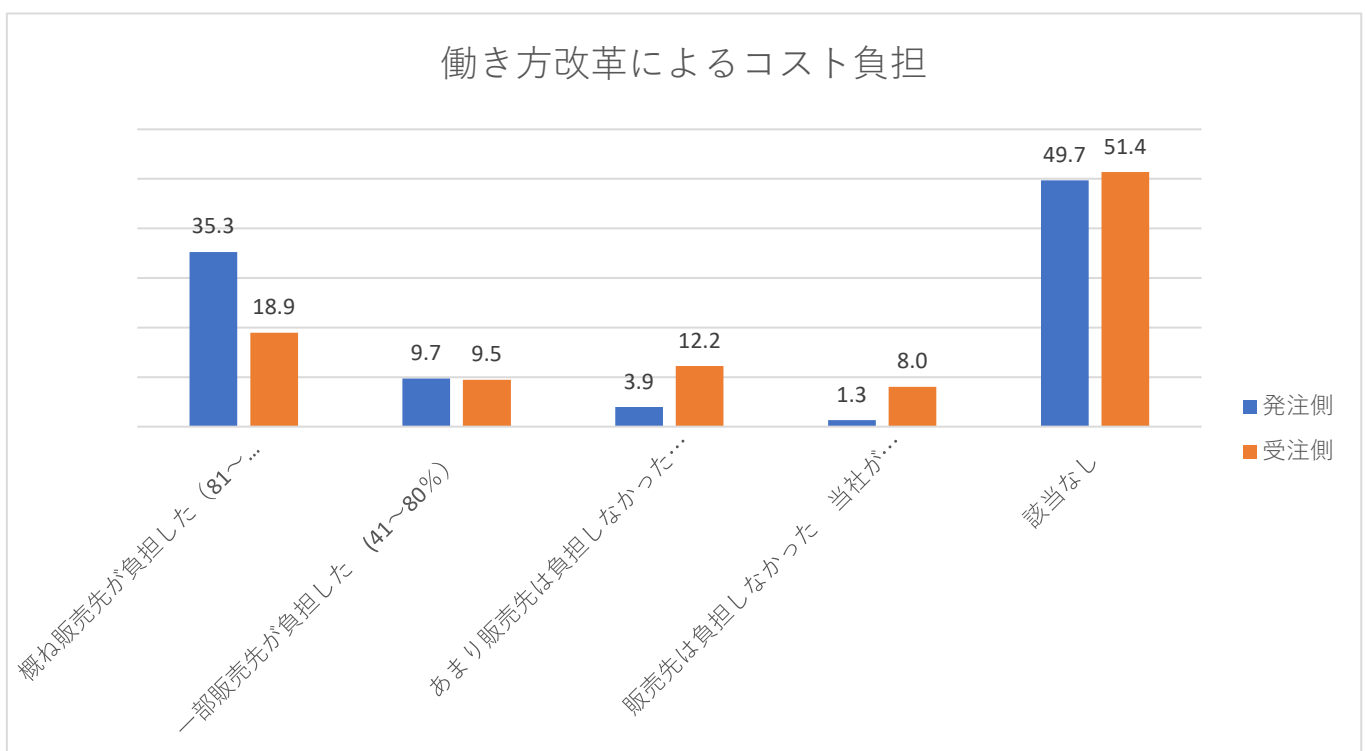
⑨その他の記載内容

・売り上げの低下



*「特に影響はない」の認識に14%の差がある。

| 発16・受18 | 直近1年間で、販売先が実施した働き方改革に関する対応の結果、短納期発注や急な仕様変更などを行った場合、適正なコストを発注側企業が負担したか | 発注側 | 受注側 |
|---------|---|-------|-------|
| | ① 概ね販売先が負担した (81~100%) | 35.3 | 18.9 |
| | ② 一部販売先が負担した (41~80%) | 9.7 | 9.5 |
| | ③ あまり販売先は負担しなかった (1~40%) | 3.9 | 12.2 |
| | ④ 販売先は負担しなかった 当社が負担した (0%) | 1.3 | 8.0 |
| | ⑤ 該当なし | 49.7 | 51.4 |
| | 計 | 100.0 | 100.0 |



*「概ね販売先が負担した(81~100%)」の認識について販売側・受注側に大きな開きがある。

8. 型取引の適正化 (受注側 19~20) → 繊維産業は省略

9. 歩引き取引

| 発19-1・受21-1 | 歩引き取引の廃止に向けて販売先・仕入先と協議することを徹底しているか | 発注側 | 受注側 |
|-------------|------------------------------------|-------|-------|
| | ①実施済 | 75.9 | 62.7 |
| | ②実施中 | 10.2 | 13.8 |
| | ③未実施 | 13.9 | 23.5 |
| | 計 | 100.0 | 100.0 |
| 発19-2・受21-2 | 「②実施中」「③未実施」の場合、未実施の主な理由（複数可） | 発注側 | 受注側 |
| | ①社内の合意が難しいため | 7.5 | 7.7 |
| | ②実施・徹底のための具体的な手法が分からないため | 11.2 | 20.2 |
| | ③長年の慣行のため | 67.2 | — |
| | ④発注側の改善がすすんでいないため | — | 57.7 |
| | ④その他 | 14.2 | 14.4 |
| | 計 | 100.0 | 100.0 |

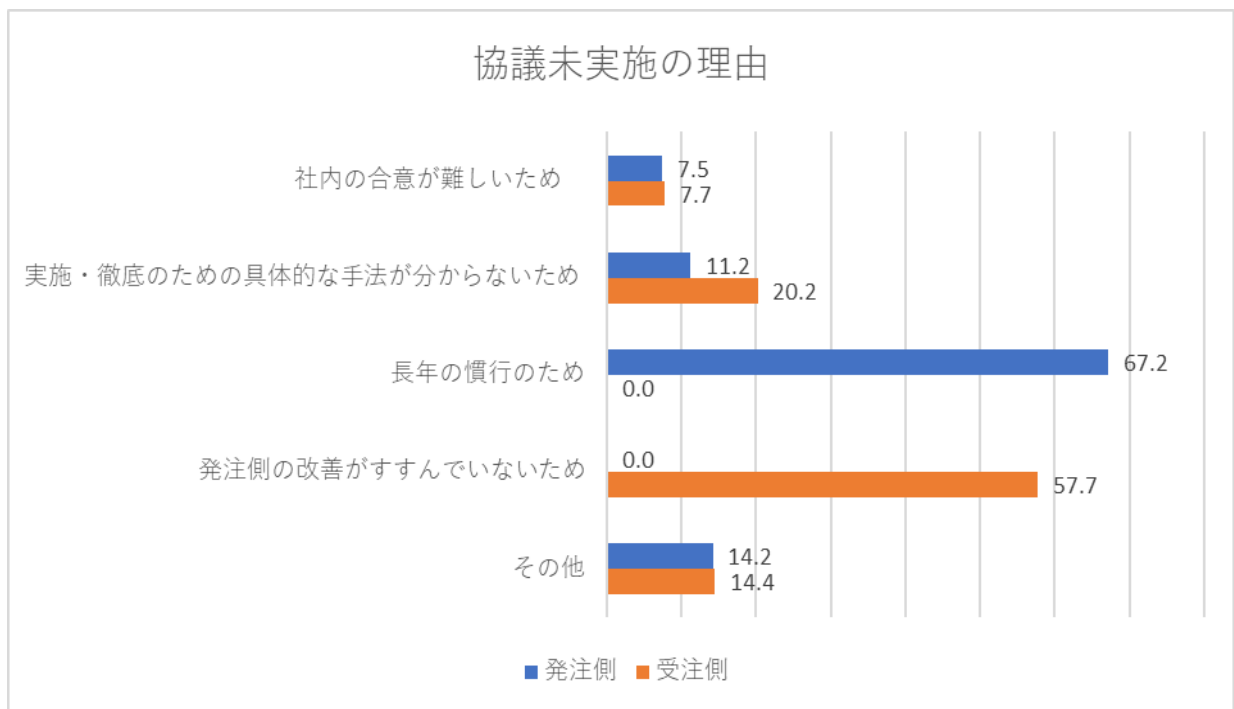
④その他の主な記載内容(意見含む)

〈発注側〉・両者デメリットが無く友好関係を保っている。支払い条件等は相手にメリット有り。

- ・そもそも歩引き取引をしていない
- ・仕入れ先からの要望（複数）
- ・上場企業大手企業で一部残置
- ・必要経費であるため
- ・歩引き込みの価格が決定されているから

〈受注側〉・数社あるがほとんど取引がないので放置している

- ・90日手形より歩引き現金の方が与信的に良いから
- ・長年の慣行の為(複数)
- ・業界では歩引きが普通(絹)
- ・歩引き廃止を要請しても合意できないので引かれる分上乗せして販売する。(多数)
- ・繊維業界に残る悪習慣で変更しにくい
- ・廃止が必要と考えるも、先方が了承してくれない
- ・受注する側の立場なので、条件変更は言いづらい(複数)
- ・歩引きが取引条件の為
- ・デメリットを感じない



* 協議はすすめているものの未実施の理由としては、発注側の「長年の慣行のため」、と受注側の「発注側の改善が進んでいない」部分の比重が大きい。

10. その他 取引条件の改善を進める上での課題や、業界団体や政府への対応の要望等

<価格>

- ・円安・エネルギー価格上昇などは、産業集積としての生産の各段階に影響し蓄積される形となるため、大きな影響となる。その結果約 30%を超える原価額上昇となるが、売価に転嫁できるのはその 40%程度であり、比較的上流に位置する弊社のような織布業がそれを吸収する構造となっている。この構造を基本的に変革しない限り、日本での特徴ある繊維業は衰退せざるを得ない為、英国のような産業としての繊維業全体を保護する政策の策定を期待している。
- ・エネルギー費用が 3 倍、染料も 2 倍コストがかかるが、うち、一割ほどしか転嫁できていない。物価上昇に伴い労務費も上げてあげたいが、営業損失 20%も出すと何もしてあげられない。
- ・見積り工賃は厳守して頂きたいです。納期等を一方的に決定しないで欲しいです。
- ・人件費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇、また、受注状況の大幅な変化への対応等、近年の製造コストの上昇が著しいのですが、販売先(アパレルメーカー)に値上げ交渉しても「消費者に受け入れられない」との一点張りで応じてもらえない。製造側は最低賃金で無理に稼働する一方、メーカーは過去最高益等のニュースを聞くと納得がいかない。また、納期対応などでの過度な圧力もあり、「働き方改革」というが、そのしわ寄せが下請けへの圧力になっている。
- ・円安による値上げは認めてもらえない
- ・小売店、アパレル等にある「とにかく安く販売したい」と云う風潮を変えて頂きたい。業界、社会の問題であると思う。
- ・最低賃金を割る様な単位設定をやめさせる為に、取引価格の下限を設定してもらいたい。

<手形>

- ・約束手形の廃止、現金化の方向で進んでいると思います。そのためファクタリングやでんさいなどに移行を考えている取引先も多いと思いますが、であれば全く現在の状況は変わりません。先ずは、サイトの短縮化を行うのが優先順位としては重要な事と思います。サイト 60 日、締め日、支払日を徹底して必ず出荷日起算で支払うようなルールを作って頂きたいです。そうでなければ、勝手に支払い日をずらして結局は実際の支払いサイトが長くすることも可能だからです。繊維業界においては、

支払いサイトの協議はすでに半世紀以上前から協議されている問題ですが、実際は、議題には上がりませんが、自分も当事者になるため業界団体では誰も手をつけない状況です。そろそろ政府指導でこの取引ルールを明確化して、違反者に対しては厳格な処罰を行うのでなければ改善は難しいと考えます。

・服飾雑貨業界だけなのかもしれませんが、大半の得意先(問屋さん)が120日手形となっています。昔は我々もメーカーに手形で支払っていたので、入金も支払いも全て手形でうまく回すことができていましたが、近年は海外での生産が多く前金や入荷時支払いが増えています。結果、支払いから入金までの期間が、約5~6ヶ月もあるので、資金繰りに困ります。120日手形はせめて30~60日にしてほしいと思います。

<歩引き>

- ・歩引なし現金払いの取引が少しだけ増加したが、古い取引先ほど手形歩引きが多い
- ・織物(白生地)業界では、歩引きの改善が全然進まない
- ・取引先から長いサイトでの手形支払や現金払い時の歩引きが多いため、当社でもそれぞれに従い仕入先にも手形などで支払いするしかない状況です。
- ・中小企業の歩引き取引を完全に禁止にして欲しい。大企業は既に無くなっている。
- ・歩引きは禁止して欲しい。 (多数意見)

<その他>

- ・ずっと前から一部の取引先から支払い時に歩引きをされているが、慣習により歩引きがあり歩引きの起源や味が分かっておりません。何かの意味で割引なのだろうとは感じています。なので、「歩引きは止めてください」と願ったらその歩引き分商品単価を下げてくださいと言われそうで怖くて言えません。結果、商品の値下げやその商品の取引停止(カタログから外される)になってしまう様な気がします。府(担当省庁)より直接指導してほしい。
- ・紙ベースの手形を無くして、オンライン取引(でんさい等)を政府は推進しているがプログラム導入やオンラインのウィルス対策など、導入費用が掛かりすぎて費用対効果が見込めないと考えます。重ねて、導入後のランニングコストや業務遂行上必要なメンテナンスに対応しきれない。かと言って全て現金振込取引にすれば、資金ショートが懸念されます。政府は「零細企業に出来なければ廃業しなさい。」と言っているように聞こえます。尾州系偏業界は、お互いに持ちつ持たれつの関係にありますので取引条件云々より、この先も継続して仕事ができる環境が必要だと思えます。

- ・もの補助等、設備に関する助成金は、将来性があるため賛同するが、円のばら撒き、雇用調整助成金等の金銭的な御支給は御止め頂きたい。
- ・取引改善するなら下請という差別用語をやめませんか！
- ・質問が下請け分メーカー分の二択だけなの答えづらい。60%OEM 40%メーカー(自社ブランド)の場合はどう答えるべきか悩む
- ・百貨店等では、人的応援、販売員のアルバイト代等負担、OEM ブランドの在庫負担、見本の貸出等があり、交渉しているものの完全には受け入れていただけない一部百貨店もあり、交渉は難航している。
- ・本当に悪意を持って商売している企業を攻撃してください。ほとんどの中小企業は良心をもって商売しています。